

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月7日

【届出者の氏名又は名称】 ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー  
(BCPE Madison Cayman, L.P.)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309  
(PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 井上 聡

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 勝間田 学 / 同 生島 隆男 / 同 江本 康能

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アサツー ディ・ケイをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下、「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付け期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年10月3日付で提出した公開買付届出書(平成29年10月10日、平成29年10月20日、平成29年10月24日及び平成29年11月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に修正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

中国独占禁止法

(3) 許可等の日付及び番号

第5 対象者の状況

6 その他

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

## 第1 【公開買付要項】

## 3 【買付け等の目的】

## (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

対象者によれば、対象者は、その主要株主かつ筆頭株主であるダブリューピーピー インターナショナルホールディングス ビーヴィ(WPP International Holding B.V.)(以下、「WPP」といいます。)(所有割合(注1):24.9%)及びその親会社であるWPP plc(契約締結当時においてはWPP GROUP PLC。WPP plc及びWPPを含め、以下、「WPPグループ」と総称します。)(のグループ会社との間で、平成10年8月3日付にて、Co-operation and Alliance Agreement(提携協力契約)(その後の内容変更を含み、以下、「CAA」といいます。))及びStock Purchase Agreement(株式売買契約)(その後の内容変更を含み、以下、「SPA」といいます。))を締結し、同日より資本・業務提携関係にあるとのことです(以下、「本資本・業務提携」といいます。)。対象者によれば、SPAには、大要、以下の内容が規定されているとのことです。

対象者がCAAを解約するための通知(以下、「解約通知」といいます。))をWPPグループに対して発した場合、SPAに基づき、WPPが所有する対象者普通株式の売却を要請する通知(以下、「処分通知」といいます。))を発することができる。

対象者がWPPに対して処分通知をした場合、処分通知がなされてから180日間(以下、「本協議期間」といいます。))、対象者又はその指定する第三者は、WPPが合意する時期に、WPPが合意する価格で、WPPの所有する対象者普通株式を買い取ることができる。

本協議期間経過時点においてWPPがその所有する対象者普通株式を売却することに合意しなかった場合には、本協議期間経過後185日間、対象者は、WPPに対して、その所有する対象者普通株式を、売却日の2営業日前から遡った30営業日間の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。))の終値平均を売却価格として、対象者又はその指定する第三者に売却するよう請求することができる(この対象者の権利を以下、「売却請求権」といいます。))。

処分通知がなされてから365日が経過した時点において、WPPがその所有する対象者普通株式を対象者又はその指定する第三者に売却しなかった場合、WPPは、その所有する対象者普通株式を速やかに東京証券取引所において市場売却(以下、「本市場売却」といいます。))しなければならない。

(中略)

対象者によれば、対象者は、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消を目的として、平成29年10月2日付で、CAAに基づき、WPPグループに対してCAAの解約通知を発する(CAAは、その規定に基づき、解約通知の到達から12ヶ月後に終了する予定です。(注3))とともに、SPAに基づき、WPPに対して、公開買付者への対象者普通株式の売却を要請する処分通知を発したとのことです(詳細は、平成29年10月2日付で対象者が公表しました「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。))。なお、対象者によれば、対象者は、SPAに基づきWPP plc株式(以下、「WPP株式」といいます。))を31,295,646株所有していますが、WPPグループとの本資本・業務提携解消に伴い、SPAの規定に従って、当該株式の全てを売却する方針であるとのことです。

(注3) 対象者によれば、平成29年10月2日開催の対象者の取締役会において、WPP派遣取締役であるStuart Neish氏は、対象者の解約通知の有効性に疑義を呈しており、これについて対象者とWPPグループとの間で見解の相違がある可能性があるとのことです。

(中略)

本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に株式併合が実行されない場合には、対象者普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者は、最終的に対象者普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けにWPPがその所有する対象者普通株式の全部を応募していないときは、対象者に対し、SPAに従って、(a)対象者が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づきWPPの保有する対象者普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から365日経過後、WPPに対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、対象者普通株式の全てを取得することにに向けた措置を実施する方針です。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での対象者普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況等によっては実施しない可能性もあります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

対象者によれば、対象者は、その主要株主かつ筆頭株主であるダブリューピーピー インターナショナルホールディングス ビーヴィ(WPP International Holding B.V.)(以下、「WPP」といいます。)(所有割合(注1):24.9%)及びその親会社であるWPP plcのグループ会社(契約締結当時においてはWPP GROUP PLC。WPP plc及びWPPを含め、以下、「WPPグループ」と総称します。 )との間で、平成10年8月3日付にて、Co-operation and Alliance Agreement(提携協力契約)(その後の内容変更を含み、以下、「CAA」といいます。 )及びStock Purchase Agreement(株式売買契約)(その後の内容変更を含み、以下、「SPA」といいます。 )を締結し、同日より資本・業務提携関係にあるとのことです(以下、「本資本・業務提携」といいます。 )。対象者によれば、SPAには、大要、以下の内容が規定されているとのことです。

対象者がCAAを解約するための通知(以下、「解約通知」といいます。 )をWPPグループに対して発した場合、SPAに基づき、WPPグループが所有する対象者普通株式の売却を要請する通知(以下、「処分通知」といいます。 )を発することができる。

対象者がWPPグループに対して処分通知をした場合、処分通知がなされてから180日間(以下、「本協議期間」といいます。 )、対象者又はその指定する第三者は、WPPグループが合意する時期に、WPPグループが合意する価格で、WPPグループの所有する対象者普通株式を買い取ることができる。

本協議期間経過時点においてWPPグループがその所有する対象者普通株式を売却することに合意しなかった場合には、本協議期間経過後185日間、対象者は、WPPグループに対して、その所有する対象者普通株式を、売却日の2営業日前から遡った30営業日間の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。 )の終値平均を売却価格として、対象者又はその指定する第三者に売却するよう請求することができる(この対象者の権利を以下、「売却請求権」といいます。 )。

処分通知がなされてから365日が経過した時点において、WPPグループがその所有する対象者普通株式を対象者又はその指定する第三者に売却しなかった場合、WPPグループは、その所有する対象者普通株式を速やかに東京証券取引所において市場売却(以下、「本市場売却」といいます。 )しなければならない。

(中略)

対象者によれば、対象者は、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消を目的として、平成29年10月2日付で、CAAに基づき、WPPグループに対してCAAの解約通知を発する(CAAは、その規定に基づき、解約通知の到達から12ヶ月後に終了する予定です。(注3))とともに、SPAに基づき、WPPに対して、公開買付者への対象者普通株式の売却を要請する処分通知を発したとのことです(詳細は、平成29年10月2日付で対象者が公表しました「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。 )(注4)。なお、対象者によれば、対象者は、SPAに基づきWPP plc株式(以下、「WPP株式」といいます。 )を31,295,646株所有していますが、WPPグループとの本資本・業務提携解消に伴い、SPAの規定に従って、当該株式の全てを売却する方針であるとのことです。

(注3) 対象者によれば、平成29年10月2日開催の対象者の取締役会において、WPP派遣取締役であるStuart Neish氏は、対象者の解約通知の有効性に疑義を呈しており、これについて対象者とWPPグループとの間で見解の相違がある可能性があるとのことです。

(注4) 対象者によれば、対象者は、平成29年11月1日付で、WPPグループより、CAAを解約する旨の通知(以下、「WPP解約通知」といいます。)を受領したとのことです。WPP解約通知において、WPPグループは、対象者とMorgan Stanley & Co. International plcとの間で平成29年10月2日に締結されたWPP株式の株価に係るデリバティブ取引がSPAの規定に違反するなどとして、CAAを解約する旨を主張しており、また、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者普通株式の議決権の50.1%以上を取得した場合には、対象者の支配権の異動があったものとして、別途CAAの解約通知を発送する予定である旨を述べているとのことです。また、対象者は、WPPグループ代理人より、WPPグループにおいて、CAA及びSPAの仲裁合意に基づき仲裁申立て(以下「本仲裁申立て」といいます。)を平成29年11月1日に行った旨の通知を受けたとのことです。WPPグループは、本仲裁申立てにおいて、WPPグループの所有する対象者普通株式(以下「WPP保有対象者株式」といいます。)の売却義務の不存在、WPPグループにおいてWPP保有対象者株式を保有し続ける権利の存在の確認等を求めているとのことです。対象者によれば、WPPグループは、今後、裁判上、裁判外その他の方法により、上記のような主張を行い、本取引を否定する手段(株式併合、その他本取引の全部若しくは一部の実施又は本臨時株主総会の開催、招集等、これらに必要な行為を禁じる旨の管轄裁判所に対する仮処分の申立て、仲裁機関に対する仲裁申立ての変更及び仲裁上の保全措置申立てを含みます。)を講じる可能性があります。対象者においては、このようなWPPグループの主張は失当であると考えており、適宜、対象者の見解の正当性を主張するとともに、適切な対応を行う予定であるとのことです。

(中略)

本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に株式併合が実行されない場合には、対象者普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者は、最終的に対象者普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けにWPPがその所有する対象者普通株式の全部を応募していないときは、対象者に対し、SPAに従って、(a)対象者が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づきWPPの保有する対象者普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から365日経過後、WPPに対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、対象者普通株式の全てを取得することにに向けた措置を実施する方針です。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での対象者普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況等によっては実施しない可能性もあります。なお、WPPの所有する対象者普通株式の売却義務等に関するWPPグループの主張については、上記(注4)をご参照下さい。

(後略)

## (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

(前略)

本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に上記の株式併合が実行されなかった場合には、対象者普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者は、最終的に対象者普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けにWPPがその所有する対象者普通株式の全部を応募していないときは、対象者に対し、SPAに従って、(a)対象者が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づきWPPの保有する対象者普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から365日経過後、WPPに対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、対象者普通株式の全てを取得することに向けた措置を実施する方針です。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での対象者普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況によっては実施しない可能性もあります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本臨時株主総会において本株式併合議案が可決されない、又は、本臨時株主総会が開催されない等の理由により、最終的に上記の株式併合が実行されなかった場合には、対象者普通株式の上場は当面の間維持される予定です。

もっとも、公開買付者は、最終的に対象者普通株式の全てを取得することを目的としているので、この場合、本公開買付けにWPPがその所有する対象者普通株式の全部を応募していないときは、対象者に対し、SPAに従って、(a)対象者が本協議期間の経過後に公開買付者を売却先として指定して行使する売却請求権に基づきWPPの保有する対象者普通株式を公開買付者に対して売却するよう請求するか、(b)処分通知から365日経過後、WPPに対して本市場売却の実施を求めることを請求するかのいずれか又は両方を行うよう要請し、対象者普通株式の全てを取得することに向けた措置を実施する方針です。但し、実施時期は未定であり、また、その時点での対象者普通株式の市場株価や公開買付者における資金調達の状況によっては実施しない可能性もあります。なお、WPPの所有する対象者普通株式の売却義務等に関するWPPグループの主張については、上記「(1)本公開買付けの概要」の(注4)をご参照下さい。

(後略)

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

## (2) 【根拠法令】

(訂正前)

中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部(以下、「中国商務部」といいます。)に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査(以下、「詳細審査」といいます。)を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から90日以内の審査期間(但し、当該審査期間は最長60日延長される場合があります。)内に中国商務部が本株式取得を承認したとき、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

なお、本株式取得についての事前届出は、平成29年9月4日(現地時間)付けで中国商務部に提出されております。中国商務部から、詳細審査を行わない旨決定する文書又は本株式取得を承認する文書が発出された場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、事前届出に関し、中国の独占禁止法に基づく中国商務部に対する公開買付者の届出に関し、中国商務部からの承認が得られず、かつ、審査期間が終了しない場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがありえます。

(訂正後)

中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部(以下、「中国商務部」といいます。)に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査(以下、「詳細審査」といいます。)を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨を決定した場合は、その日から90日以内の審査期間(但し、当該審査期間は最長60日延長される場合があります。)内に中国商務部が本株式取得を承認したとき、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

なお、本株式取得についての事前届出は、平成29年9月4日(現地時間)付けで中国商務部に提出されており、平成29年11月6日(現地時間)付で、中国商務部から詳細審査を行わない旨決定する文書が発出されました。



(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付 平成29年10月16日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第665号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付 平成29年10月19日(現地時間)

許可等の番号 B6-76/17

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 平成29年10月4日

許可等の番号 JD第250号

(訂正後)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付 平成29年10月16日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第665号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

中国独占禁止法

許可等の日付 平成29年11月6日(現地時間)

許可等の番号 商反壟初審函[2017]第286号

ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付 平成29年10月19日(現地時間)

許可等の番号 B6-76/17

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 平成29年10月4日

許可等の番号 JD第250号

## 第5 【対象者の状況】

### 6 【その他】

(訂正前)

#### (1) 対象者平成29年12月期配当予想の修正

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成29年2月14日に公表した配当予想を修正し、平成29年12月期の配当を実施しない旨を決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### (2) 本資本・業務提携の解消

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消について決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### (3) WPPグループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領

対象者によれば、対象者は、平成29年11月1日付で、WPPグループより、CAAを解約する旨の通知を受領したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「WPPグループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領に関するお知らせ」をご参照下さい。

(訂正後)

#### (1) 対象者平成29年12月期配当予想の修正

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成29年2月14日に公表した配当予想を修正し、平成29年12月期の配当を実施しない旨を決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### (2) 本資本・業務提携の解消

対象者によれば、対象者は、平成29年10月2日開催の取締役会において、WPPグループとの間の本資本・業務提携の解消について決議したとのことです。詳細については、対象者が同日公表した「WPPグループとの資本及び業務提携解消に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### (3) WPPグループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領

対象者によれば、対象者は、平成29年11月1日付で、WPPグループより、CAAを解約する旨の通知を受領したとのことです。詳細については、対象者が平成29年11月2日付で公表した「WPPグループとの資本及び業務提携にかかる解約通知の受領に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### (4) WPPグループによる対象者に対する仲裁申立て

対象者によれば、対象者は、WPPグループ代理人より、WPPグループにおいて、CAA及びSPAの仲裁合意に基づき仲裁申立てを平成29年11月1日に行った旨の通知を受けたとのことです。詳細については、対象者が平成29年11月6日付で公表した「WPPグループによる当社に対する仲裁申立てに関するお知らせ」をご参照下さい。